

山形県作業療法学会「利益相反（COI）開示規定」対応マニュアル

1、「利益相反（Conflicts of Interest: COI）開示規定」とは

利益相反（Conflicts of Interest: COI）とは、企業等との経済的な利益関係によって、研究の中立性や公平性が第三者から懸念を表明されかねない状態のことをいう。具体的には、企業や営利を目的とする法人・団体から金銭などの提供を受けた研究者が、スポンサーとなる企業等の利益となるように製品等の効果を学会で発表したり、論文で公表したりすることによって、患者や社会の利益を損なったり対立したりすることを指す。

山形県作業療法士会は、山形県作業療法学会での利益相反（Conflicts of Interest: COI）開示規定の順守を目指し、下記の対応を実施する。

2、山形県作業療法学会での「利益相反（Conflicts of Interest: COI）開示規定」に対する対応

山形県作業療法学会での「利益相反（Conflicts of Interest: COI 開示）規定」に対する対応は、以下の通りに定める。

開示規定を順守できない場合は、どの段階においても学会長の判断のもと演題を取り下げることが可能であることを定める。

①開示規定の公示方法

開示規定の公示は、山形県作業療法士会ホームページ(以下HP)に掲載する。既定の変更がある場合は、HPに掲載するとともに、その関係者に通知する。

②演題募集時及び抄録提出時の案内方法および学会抄録集での対応

学会募集要項及び抄録提出案内、学会抄録集において、次の一文を必ず掲載すること。

掲載例

(演題募集要項及び抄録提出案内に記載)

山形県作業療法学会では、利益相反（Conflicts of Interest: COI）規定の順守にあたり演題抄録提出時及び演題発表時に規定の順守確認を行います。筆者は、県士会HP内の「利益相反（Conflicts of Interest: COI）規定」に関する項目を確認したうえで、演題の提出をお願いします。

1、抄録提出時の対応としては、抄録文末に「利益相反（Conflicts of Interest: COI）に該当する企業等はありません」と記載してください。また、企業等の協賛報告の場合は、その旨を明示をお願いします。

2、発表時の対応

発表時の対応は、スライド発表時は演題名を提示した後の発表する前に「利益相反（Conflicts of Interest: COI）に該当する企業等はありません」もしくは、「利益相反

(Conflicts of Interest: COI) に該当する内容は以下の通りです」と口述するとともに、県士会HP上にある参考スライドを選択し提示してください。

ポスター発表の際は、口述発表スライドと同様に県士会HP上にある参考スライドを印刷し掲示してください（A5サイズ程度）。

以上の対応をお願い致します。